

改定図書館法について

2008年6月
社団法人日本図書館協会

図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百八十八号） 最終改正年月日：平成二十年六月十一日法律第五十九号

改正前	改正後	(下線部分は改正部分)
<p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を促し、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その調査、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の法人が設置するもの（学校に附屬する図書館又は図書館を除く。）をいう。</p> <p>2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といひ、日本赤十字社又は民法第三十条の法人の設置する図書館を私立図書館といふ。</p> <p>(図書館審判)</p> <p>第三条 図書館は、図書館審判のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそひ、更に学校教育を奨励し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意し、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」といふ。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>二 図書館資料の分類並びに適切にし、及びその目録を整備すること。</p> <p>三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識をもち、その利用のための相談に応ずるに努むること。</p> <p>四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附屬する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</p> <p>五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。</p> <p>六 読書会、研究会、鑑賞会、秋交会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行ふこと。</p> <p>七 時事に關する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。</p> <p>(新設)</p> <p>八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。</p>	<p>日本図書館協会は、図書館法の見直しについて2度におわたりに意見を提出し、文部科学省とも意見交換を重ねてきた。この経緯を踏まえて、公布施行された改定図書館法について説明したが、今回は政府の審議機関の場で検討されており、その意義は大きい。</p> <p>図書館法はこれまで、他の法律が制定、改正されることにより、幾度も余儀なく変更されてきたが、今回は政府の審議機関の場で検討されており、その意義は大きい。</p> <p>図書館法は施行後60年近く経っているが、図書館法は現場における実践により豊かな図書館サービス創造の根拠となる優れた内容をもっており、改定教育基本法を理由に改正する積極的な必要はない。しかし、未だ図書館が利用できない地域が多く存在しており、また司書の配置や指定管理者制度など、図書館の管理運営の問題などで現場が苦慮している状況がある現在、法案審議を通じて改定が図書館の発展のよりどころとなることを期待し、またその実現を求めるとともに、</p>	<p>第1条に、図書館は人々が多様な資料、情報にアクセスすること、知る自由を保障する役割をもつとの図書館の基本的原理を明確に示すことにより、図書館サービスの意義を際め、情報格差を生じない施策、バリアフリーの考えを推進し進めることができるよう主張した。これは余文として明文化されなかったが、国会審議の中で未感する発言があった。</p> <p>「家庭教育の向上に資することが加えられたが、家庭教育は社会教育と行政と行政と異なるが、が不明確である。また「向上に資する」と評価が加わる表現は了解できない。</p> <p>「図書館資料」として「電磁的記録」が加わったことは、電子資料の収集、情報通信技術の発展に対応したサービスを拡大するうえで有効である。</p> <p>「視聴覚教育の資料」ではなく、「視聴覚の資料」とすべきである。</p> <p>用語の改正については、単に語句の言い換えとして捉えることなど、歴史的構造的に把握し、広範な合意を得て行うことを主張した。</p> <p>「学習の成果を活用して行う活動の機会」の提供は、「図書館が行うべきサービス」とは異なる。また図書館運営の拠点を考慮しない「ボランティア活動」の場として強調されることには異なかねない。</p>

改正前	改正後	日本図書館協会の主張、意見等
<p>(司書及び司書補) 第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。</p> <p>2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。</p> <p>3 司書補は、司書の職務を助ける。</p> <p>(司書及び司書補の資格) 第五条 左の各号の二に該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>(新設) 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>二 大学を卒業した者で大学において図書館に關する科目を履修したもの</p> <p>三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に關する者)で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>四 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に關する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>五 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に關する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>六 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。</p> <p>七 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。</p> <p>第八条 司書及び司書補の講習は、司書補となる資格を有する者、司書となる資格を有する者、高等専門学校を卒業した者又は高等専門学校第二学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの</p> <p>(司書及び司書補の講習) 第九条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。</p> <p>二 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。</p> <p>第十条 司書及び司書補の講習は、司書補となる資格を有する者、司書となる資格を有する者、高等専門学校を卒業した者又は高等専門学校第二学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの</p> <p>(協力の依頼) 第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館専任者を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作成、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力を求めることができる。</p> <p>(公の出版物の収集) 第十二条 都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供することができる。</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。</p>	<p>改正後</p> <p>(司書及び司書補の資格) 第五条 左の各号の二に該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>二 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に關する科目を履修したもの</p> <p>二 大学又は高等専門学校を卒業した者で公益の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>(新設) 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で公益の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>三 次に掲げる職にあつた期間が満了して三年以上になる者で改定後の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>四 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に關する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>五 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に關する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</p> <p>六 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。</p> <p>七 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。</p> <p>第八条 司書及び司書補の講習は、司書補となる資格を有する者、司書となる資格を有する者、高等専門学校を卒業した者又は高等専門学校第二学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの</p> <p>(協力の依頼) 第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館専任者を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作成、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力を求めることができる。</p> <p>(公の出版物の収集) 第十三条 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。</p>	<p>日本図書館協会の主張、意見等</p> <p>第4条、第13条(職員)には司書等を「専門的職員」と表現しているが、他の例からみても「的」とする必要がある。「専門職員」と明記する。</p> <p>大学における司書の養成に關する科目を省令で定めることは、大学で履修してきた司書が現場で多数に於いての現状、およびその科目、単位の拡充を図る上で意義がある。また講習の上位に位置づけることが実態にもかなうし、適切である。</p> <p>三、ハ「司書補の職と同等以上の職」には、教育機関等のみに限らず、議会図書室、行政資料室など自治体に設置されている資料情報提供機能をもつ機関等を加えること、司書が担う領域が拡大していることに配慮すべきである。</p> <p>司書等に対する研修の実施を国、任命権者等に課することは、社会の変化に対応した図書館サービスを実施するために重要である。法に明示することに加え、かつ措置していた研修事業補助のほか、図書館関係団体の研修事業への支援など、それを具体化するたため国の方策も併せて提起すべきである。</p> <p>「設置及び運営上望ましい基準」が私立図書館も対象とする場合は、より自主性と自由が尊重されるべき視点から努力義務といえども好ましくない。法第26条には「私立図書館の事業に干渉を加えてはならない」とある。</p> <p>「運営の状況に關する評価等」「運営の状況に關する情報の提供」についても、私立図書館を対象とすることは上記の理由により好ましくない。</p> <p>都道府県内の図書館資料の相互貸借は、都道府県立図書館の事業として実施し、管内市町村立図書館には週に1回以上の頻度で行うよう拡充を図る。</p> <p>都道府県を越える相互貸借については、国として何らかの支援策を講ずること。</p> <p>政府刊行物の国立図書館への提供は履行されていない。情報公開法は、印刷された政府資料は公立図書館において提供されることを前提としている。政府刊行物は基本的な資料であり、無償で提供されることは事実上国立図書館の資料貸借額となる。</p>

